

ドイツの訴訟差止命令(ASI)

遠藤 誠¹

I はじめに

訴訟差止命令（英語では「Anti-Suit Injunction」、英語略称は「ASI」、中国語では「禁訴令」）とは、契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合や、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟の場合において、一方当事者による外国裁判所での提訴等を禁止するという差止命令をいう。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、自国の裁判所でそれを差し止めるために「Anti-Anti-Suit Injunction」（AASI）を申請したり、既に下された他国裁判所の判決の執行を自国で差し止めるために「執行差止命令」（Anti-Enforcement Injunction, AEI）を申請したりすることがある。

近時、欧米や中国等における標準必須特許（英語では「Standard-Essential Patent」、英語略称は「SEP」）にかかる訴訟に関し、A 国の裁判所に ASI が申し立てられ、その後、B 国の裁判所に AASI や AEI が申し立てられるといった事態が少なからず発生している。また、EU が、中国の ASI（禁訴令）は TRIPS 協定違反であると主張して WTO に提訴し、その結果、EU の主張の一部が認められたこと等から、ASI が大きな注目を集めている。

ASI は、古くから、英國²において、判例法上の救済手続として認められ、発展してきたものである。ASI の適用範囲は広く、例えば、国際商取引紛争等において用いられてきた。また、ASI は、司法上の救済手続として、米国を含む英國の植民地にも広まった。近時は、標準必須特許に関する紛争が増加するに従い、ASI が標準必須特許に関する紛争に適用されるようになった。

ASI の本家本元である英國の ASI の状況、及び英國とともに ASI が発令されることの多い米国の状況については、別稿で解説した。

そこで、本稿では、大陸法系の国であるドイツの ASI の状況をテーマとすることとした。

II 大陸法系諸国における ASI 及び AASI

大陸法系諸国では、英米法系諸国に比べて、裁判官の裁量権にさまざまな制限がある。そのため、一般的に、大陸法系諸国の裁判官は、ASI に対して慎重な態度を有する傾向がある。とくに、自国の成文法において ASI の発令の根拠となる明文規定が無い場合、大陸法系諸

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿において「英國」とは、イングランド及びウェールズをいう。

国の裁判官が、ASI を発令する可能性は低い。

実際、大陸法系諸国は、従来、ASI を認めてこなかった。しかし、標準必須特許紛争が世界中の裁判所で提訴されるようになり、国際的並行訴訟（国際訴訟競合）の事案において、英米法系諸国でASI が発令されるケースが増加するに従い、大陸法系諸国でも、徐々にASI が注目されるようになった。

しかし、外国の裁判所が出したASI に対しては、大陸法系諸国の裁判所は、より厳しい態度を持つ。外国の裁判所によって発令されたASI が自国の司法主権を侵害していると認められる場合には、ドイツ及びフランス等の大際法系諸国では、ASI を認めず、さらにAASI を発令することが少なくない。訴訟当事者が、相手方が自己に有利な法域でASI を申請する可能性が高いと考える場合、相手方によるASI 申請を妨げる差止命令（AASI）を申請することが考えられる。ASI と同様に、AASI は個々の当事者に対してのみ適用される。AASI が発令されると、訴訟当事者は裁判所にASI を申請することは禁止される。前述のように、ASI は英米法系諸国でより頻繁に発令されるので、大陸法系諸国の裁判所はASI を攻撃的であるとみなし、ASI に対抗するために、AASI を発令することが少くない。

III EU 加盟国内におけるASI

前述したとおり、ASI は、英國を発祥とする一方当事者による訴権の濫用を制限するための制度であり、英米法系の国では、管轄権の行使の自由裁量性を反映して一般的に適用されてきた。大陸法系であるEU 加盟国は、自由裁量権の濫用を恐れて、司法管轄権の行使について立法者に委ね、司法機関に認められる裁量権を大きく制限してきた。このことは、1968年9月21日にブリュッセルでEC が採択した「民事及び商事に関する裁判管轄及び判決の執行に関する条約」（以下「ブリュッセル条約」という）の策定に表れている。ブリュッセル条約は、もともと大陸法系の国によって締結されたため、大陸法系諸国の法制度の影響を強く受けている。一方では具体的なルールの予測可能性、他方では外国訴訟への干渉となることから、ASI は拒否されることになった。

2001年に公表された欧州連合の「民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認と執行に関する理事会規則」（以下「ブリュッセルI 規則」という）の27条によると、EU 加盟国の裁判所が手続を開始すると、EU 内の他のすべての国の裁判所は、並行訴訟に対する管轄権を拒否しなければならない。したがって、加盟国の裁判所が発令するASI は、外国裁判所の管轄権に対する容認できない干渉を構成し、ブリュッセルI 規則に違反する。

「Turner v. Grovit 事件」において、欧州司法裁判所は、2004年4月27日、ASI を発令することに反対する判決を下した³。主な理由は、以下のとおりである。加盟国は平等であり、互いに信頼しており、圧倒的な支配的地位はないのであり、原則として、ブリュッセル条約により、一方の締約国の裁判所に、他の締約国の裁判所の管轄権を審査する権限は認め

³ <https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&num=C-159/02>

られていない。ブリュッセル条約は加盟国間の並行訴訟の ASI を認めておらず、「最初の裁判所の原則」に従って管轄権競合問題を解決すべきである⁴。

現在までに、EU における ASI に対する制限は弱まり、上記 27 条は仲裁手続には適用されないと解釈されている。また、2012 年に EU は「ブリュッセル I 規則」を改訂し、2015 年に新しい規則が公表された。2015 年の規則では、上記 27 条（2012 年改正で 29 条となった）は仲裁には適用されないことが明確に述べられている⁵。

しかし、ASI の問題は、EU 加盟国だけの問題ではなく、グローバルな問題である。EU の規則だけで、EU 非加盟国とのグローバルな問題を解決することはできない。

IV ドイツにおける ASI 及び AASI

1 ドイツにおける ASI

ドイツの裁判所は、伝統的に、英米法系諸国等の裁判所が発令する ASI に対して極めて否定的である。即ち、英米法系諸国等の裁判所が発令する ASI は、ドイツの裁判所の管轄権を侵害し、ドイツの司法主権を侵害するものであると判断する傾向がある。

ドイツの法体系において、裁判管轄権は、民事訴訟法等の法律によって客観的かつ厳格に定められており、裁判所が裁量で管轄権を放棄したり、他国の裁判所の管轄権行使に干渉したりすることは、原則として許容されない。この観点から、外国の裁判所がドイツの当事者に対して発令し、ドイツ国内の訴訟手続を差し止めようとする ASI は、ドイツの司法主権に対する直接的な侵害であり、国際法に違反する可能性があるものとして、その承認・執行は原則として拒絶される。同様に、ドイツの裁判所自身が、外国での訴訟を対象とする ASI を発令することにも極めて消極的であった。

2 ドイツにおける AASI

近年のグローバルな標準必須特許訴訟の激化は、ドイツの裁判所に、前述のような伝統的な ASI に対する姿勢を再考させ、AASI という新たな法的手段を創造させる契機となった。その結果、最近、ドイツにおける標準必須特許訴訟において、ドイツの裁判所により、AASI が相次いで発令されるようになった。

ドイツにおける AASI の実体法上の根拠、手続法上の根拠、発令要件は、以下のとおりである。

(1) 実体法上の根拠

⁴ <http://www7a.biglobe.ne.jp/~ando/Grovit.pdf>

⁵ Myron N R Phua, Serena S Y Le. Anti-Suit Injunctions: Enforcing arbitration agreements in the EU: Analytical Failings after Gazprom and the Brussels (Recast). Cambridge Law Review, 2017(12):12-45.

ドイツの裁判所が AASI を正当化するために用いた法的構成は、既存の実体法である民法典の一般不法行為の枠組みの中にその根拠を見出すというアプローチである。

その中核をなすのが、ドイツ民法典（BGB）823条1項である。同項は、「故意又は過失により、他人の生命、身体、健康、自由、所有権又はその他の権利を侵害した者は、他人によって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めている。ドイツの判例・通説は、同項の「その他の権利」には、特許権のような知的財産権が含まれると解釈している。特許権は、特定人に対して特定の行為を請求できる債権とは異なり、何人に対してもその効力を主張できる「絶対権」であり、民法典 823 条 1 項によって保護される財産権類似の権利と位置づけられる。

この解釈を前提として、ドイツの裁判所は次のような論理を展開した。即ち、ドイツで有効な特許権を有する者が、その権利に基づいて侵害差止請求訴訟をドイツの裁判所に提起することは、特許権の最も重要な権能の一つである。したがって、第三者が外国の裁判所にASI を申し立て、この特許権に基づく差止請求権の行使を事实上不可能にしようとする行為は、民法典 823 条 1 項で保護される特許権という「絶対権」に対する違法な侵害に該当すると構成したのである。

そして、このような権利侵害が現に行われているか、または行われる恐れがある場合、権利者は、侵害行為の排除または予防を請求することができる。この差止請求権の直接の根拠条文は特許法には存在しないが、裁判所は、所有権が侵害された場合の妨害排除・予防請求権を定める民法典 1004 条を特許権侵害の場面に類推適用することを認めている。これにより、特許権者は、不法行為法上の権利侵害を根拠として、ASI の申立てや続行の差止めを求める実体法上の権利（被保全権利）を有することになる。

この法的構成の巧みさは、AASI の問題を、国際的な裁判管轄の衝突という手続法の問題から、国内の絶対権の保護という実体法（不法行為法）の問題へと巧みに再構成した点にある。これにより、ドイツの裁判所は、外国の裁判手続に干渉しているのではなく、あくまで国内法上の不法行為を差し止めているに過ぎないという立場を取ることが可能になったのである。

(2) 手続法上の根拠

上記の実体法上の差止請求権を、訴訟の緊急性に対応して迅速に実現するための手続が、民事訴訟法（ZPO）935条、940条に基づく仮処分である。AASI を求める当事者（通常は特許権者）は、裁判所に対し、①被保全権利（民法典 823 条 1 項、1004 条に基づく差止請求権）の存在と、②保全の必要性、即ち、仮処分によらなければ権利の実現が著しく困難になるという緊急性の存在を疎明する必要がある。

(3) 発令要件

AASI は、多くの場合、相手方がまだ ASI を申し立てていない段階で、それを未然に防ぐ

ための予防的差止命令として申し立てられる。このような予防的差止命令が認められるためには、権利侵害行為がなされる具体的かつ切迫した危険、即ち「第一次侵害の危険」が存在することが必要となる。

この点に関して、ミュンヘン裁判所の判例は、SEP 訴訟の戦略的現実を踏まえ、この要件の認定基準を特許権者側に有利な形で形成してきた。これは、単なる既存の法理の適用ではなく、ASI の脅威から自国の司法権と特許権者を保護するという明確な政策的意思を反映した戦略的な法形成と言える。具体的には、以下のような状況があれば、「第一次侵害の危険」が肯定される傾向にある⁶。

①実施者が、特許権者に対し、外国で ASI を申し立てることを明確に示唆または脅迫した場合。

②実施者が、類似の SEP 紛争において、他の特許権者（第三者）に対して ASI を申し立てた事実が存在する場合。

③実施者が、ASI を発令する制度を持つ国（英国、米国、中国等）で、FRAND 料率算定訴訟等の本案訴訟を提起した場合。

④特許権者が、実施者に対し、合理的な期間内に ASI を申し立てない旨を書面で確約するよう求めたにもかかわらず、実施者がこれを拒否又は沈黙した場合。

V ドイツにおける AASI の裁判例

1 「Nokia v. Continental 事件」

ドイツにおける AASI の法理を確立したのが、2019 年の「Nokia v. Continental 事件」である⁷。

フィンランドの通信機器大手 Nokia は、コネクテッドカー技術に関する複数の標準必須特許を保有しており、これらの特許がドイツの自動車メーカー Daimler の製造する車両に無断で使用されているとして、ドイツ国内の主要な特許裁判所であるミュンヘン、デュッセルドルフ、マンハイムの各地方裁判所に、Daimler を被告とする 10 件の特許権侵害訴訟を提起した。これに対し、Daimler に車載通信ユニット (TCU) を供給していたドイツの大手部品メーカー Continental は、自らがライセンスを受けるべき当事者であると主張し、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に Nokia を相手取って、FRAND ライセンスの条件設定等を求める訴訟を提起した。そして、この米国訴訟に付随して、カリフォルニア州の裁判所に対し、Nokia がドイツで進めている Daimler に対する特許権侵害訴訟を差し止めるための ASI を申し立てた。

Continental による米国での ASI 申立てに対し、Nokia は直ちにミュンヘン第 1 地方裁

⁶ <https://caselaw.4ipcouncil.com/germany/lg-munich-district-court/interdigital-v-xiaomi-district-court-landgericht-munich-i>

⁷ <https://www.luther-lawfirm.com/en/newsroom/blog/detail/germanys-first-anti-anti-suit-injunction>

判所に、この ASI 申立て自体を禁じるための AASI を仮処分として申し立てた。ミュンヘン第 1 地方裁判所は、2019 年 10 月 2 日付決定において、ドイツの司法史上初の AASI を認める判断を下した。この決定は、Continental に対し、米国での ASI 申立てを取り下げる事、及び同申立てを続行しないことを命じるものであった。Continental はこの決定を不服としてミュンヘン高等裁判所に控訴したが、同高裁も 2019 年 12 月 12 日付判決で地裁の決定を支持し、AASI の有効性が確定した⁸。

上記の判断を下すにあたり、ミュンヘン第 1 地方裁判所とミュンヘン高等裁判所とでは、その論理構成に微妙な差異が見られた。

ミュンヘン第 1 地方裁判所は、AASI の正当化根拠を、前述した民法典 823 条 1 項に基づく不法行為論に求めた。即ち、Continental が米国で ASI を申し立てる行為は、Nokia がドイツで保有する特許権という財産権類似の絶対権を違法に侵害するものであると認定した。その上で、ミュンヘン第 1 地方裁判所は、自らが発令する AASI が、外国の裁判手続への不当な干渉にはあたらないと主張するため、巧妙な区別を行った。即ち、AASI が禁じるのは、あくまでドイツの訴訟手続に干渉する「ASI の申立て」という付隨的な手続であって、Continental が米国で進めている「FRAND ライセンスに関する本案訴訟」そのものではない、と論じたのである。本案訴訟は自由に続行できる以上、AASI は米国の司法権を全面的に否定するものではない、という論理であった。

ミュンヘン高等裁判所は、ミュンヘン第 1 地方裁判所の結論を支持しつつも、その論理構成には同意しなかった。ミュンヘン高等裁判所は、米国の法制度上、本案訴訟と ASI 申立ては一体の訴訟手続であり、両者を人為的に切り離して、一方への干渉は許容されるが他方への干渉は許容されないと論じることはできないと指摘した。その代わり、ミュンヘン高等裁判所は、より根源的な利益衡量のアプローチを採用した。一方には、Nokia が保有する「ドイツ基本法（憲法）によっても財産権として保護される特許権」があり、これを裁判を通じて実効的に行使する利益が存在する。他方には、Continental が「米国の法制度に基づき適法な申立てを行う一般的な行動の自由」がある。ミュンヘン高等裁判所は、これら二つの憲法上保護される価値を比較衡量した結果、外国の ASI によってドイツの特許権の行使が事実上無力化されるという事態は看過できず、Nokia の特許権を保護する利益が、Continental の行動の自由に優越すると結論づけた。このミュンヘン高等裁判所の判断は、AASI の正当化根拠を、単なる不法行為論から、憲法上の権利保護という、より高次のレベルに引き上げたものとして、その後の判例に絶大な影響を与えることになった。

2 「InterDigital v. Xiaomi 事件」

ミュンヘンの裁判所は、「Nokia v. Continental 事件」以降、AASI の活用に最も積極的な姿勢を示し、特許権者保護と自らの管轄権維持の牙城としての地位を確立した。その姿勢が

⁸ <https://caselaw.4ipcouncil.com/jp/german-court-decisions/olg-munich-higher-district-court/continental-v-nokia>

最も先鋭的に表れたのが、「InterDigital v. Xiaomi 事件」であった⁹。

この事件では、中国の通信機器大手 Xiaomi が、中国の武漢市中級人民法院に、米国の特許権者 InterDigital を相手取って SEP のグローバル FRAND 料率算定訴訟を提起し、同時に InterDigital が世界中のいかなる裁判所でも特許権侵害に基づく差止請求を行うことを禁じる ASI を取得した。これに対し、InterDigital はミュンヘン地方裁判所に AASI を申し立てた。ミュンヘン地方裁判所はこの申立てを認め、Xiaomi に対し、武漢市中級人民法院で発令を受けた ASI を執行しないこと等を命じた。この事件において、ミュンヘン地方裁判所は、この AASI の実効性を確保するため、Xiaomi が InterDigital に対して「Anti-Anti-Anti-Suit Injunction」(AAASI) を申し立てる 것을 禁じる、という命令、即ち、「Anti-Anti-Anti-Suit Injunction」(AAAASI) まで発した。このような訴訟差止命令の連鎖が際限なくエスカレートする「インジャնクション・スパイアル」の現実を象徴する出来事となったこの一連の判断は、ミュンヘンの裁判所が、自らの司法権を脅かすいかなる外部からの干渉に対しても、極めて強力かつ予防的な措置を講じることを辞さないという断固たる姿勢を示している。

ミュンヘン高等裁判所は、2021 年 1 月 28 日、「InterDigital v. Xiaomi 事件」においても、ミュンヘン地方裁判所による AASI の発令を支持した。本件において、ミュンヘン高等裁判所は、以下の理由を挙げた¹⁰。即ち、武漢市中級人民法院による ASI は、特許権者の法的地位に対する違法な干渉にあたる。ドイツの訴訟における両当事者の利益を考慮して、ASI を発令することが当事者の訴権に与える影響を考慮する必要がある。武漢市中級人民法院による ASI の継続的適用により、InterDigital は、予期せぬ期間、ドイツでの特許権と訴権を完全に行使することができなくなる。さもなければ、InterDigital は、中国において、重い罰則、不当な扱いや制限を受けることになる。ドイツの裁判所が AASI を発令しなければ、InterDigital は中国の ASI に対し異議を申し立てる有効な手段を失うことになる。さらに、ドイツの法律によれば、ドイツの AASI が承認された場合、Xiaomi は武漢市中級人民法院の ASI を取り下げる義務があるが、ASI の取下げは、中国でのグローバル FRAND ライセンス料に関する司法手続には影響しない。AASI が認められた後も、InterDigital は引き続きドイツで標準必須特許に関する損害賠償を主張することができ、Xiaomi もその時点で無効又は無効審判中の特許に対して異議を申し立てることができる。異議が申し立てられた場合、特許非侵害の抗弁、訴訟の一時停止の可能性がある。

3 「HEVC Advance v. Xiaomi 事件」

ドイツのもう一つの主要な特許裁判所であるデュッセルドルフの裁判所は、AASI の発令に対してより慎重な姿勢を見せている。この傾向が明確に示されたのが、デュッセルドルフ

⁹ <https://caselaw.4ipcouncil.com/germany/lg-munich-district-court/interdigital-v-xiaomi-district-court-landgericht-munich-i>

¹⁰ GRUR. 2020, 379, paras. 51, 68 et seq.

高等裁判所による「HEVC Advance v. Xiaomi 事件」である¹¹。

この事件で、デュッセルドルフ高等裁判所は、AASI は特許権者の権利保護のために「客観的に必要」と認められる場合にのみ、例外的に許容されるべきであるとの判断枠組みを示した。そして、当該事件においては、Xiaomi が外国で ASI を申し立てるという具体的な動きはまだなく、FRAND 料率をめぐる本案訴訟も外国では係属していなかった。このような状況で、単に将来 ASI が申し立てられるかもしれないという抽象的な懸念だけを理由に、予防的な AASI を発令することは、「客観的必要性」の要件を満たさないとして、AASI の申立てを認めなかつた。

このデュッセルドルフ高等裁判所の判断は、ミュンヘンの裁判所が「第一次侵害の危険」を広範に認定する傾向にあるのとは対照的であり、AASI の発令には、より具体的で切迫した脅威が必要であるとする、より伝統的で抑制的な立場を示している。

4 ミュンヘン裁判所とデュッセルドルフ裁判所の判断の違い

ミュンヘン裁判所とデュッセルドルフ裁判所の判断の差異は、単なる事案ごとの違いに留まらず、これらの裁判所の司法哲学の違いを反映しているといえる。この違いは、グローバルな SEP 訴訟を戦う当事者にとって、ドイツ国内での訴訟地選択における極めて重要な戦略的因素となる。

特許権者が、訴訟の初期段階で予防的に、かつ最大限強力に、自らの訴訟遂行の自由を確保したいと考えるならば、AASI に積極的なミュンヘンを選択することが合理的であろう。逆に、実施者側からすれば、デュッセルドルフの方が、より具体的な脅威がない限り予防的な AASI が発令されるリスクが低く、比較的公平な戦いの場となり得ると考えるかもしれない。また、マンハイムの裁判所は、これらの中間的な立場を取ることが多いとされ、事案に応じて柔軟な対応を見せている。

このように、ドイツ国内の「フォーラム・ショッピング」も、AASI をめぐる攻防において重要な意味を持つようになっている。

5 国際仲裁分野における AASI の限界

ドイツでは、SEP 訴訟で発展した AASI の法理は、他の国際紛争分野にも無制限に適用されるわけではない。その明確な限界を示したのが、国際仲裁をめぐる 2024 年のデュッセルドルフ高等裁判所の判断である (OLG デュッセルドルフ I-26 W 7/24)¹²。この判決は、AASI が本質的に何を保護するためのツールなのかを明らかにする上で、極めて重要な意味を持つ。

¹¹ <https://www.katheraugenstein.com/en/news/dusseldorf-higher-regional-court-rejects-request-for-an-anti-anti-suit-injunction-aasi-as-inadmissible-in-an-individual-decision-but-confirms-its-applicability-in-principle/>

¹² https://www.disarb.org/fileadmin/user_upload/Wissen/GAD/GAD_2024-5_OLG_Duesseldorf_I-26_W_7-24_Final.pdf

2024年6月17日、デュッセルドルフ高等裁判所は、ガス供給契約をめぐる紛争において、ロシア企業（ガスプロム）がロシアの裁判所で取得した仲裁差止命令（Anti-Arbitration Injunction）から、ドイツ企業が関与するストックホルム（スウェーデン）での国際仲裁手続を保護するために申し立てられたAASIを認めない、との決定を下した¹³。

事案は、ロシアのガスプロムがガス供給を停止したため、ドイツの買主が契約上の仲裁条項に基づきストックホルムで仲裁を申し立てたところ、ガスプロムがロシアの裁判所で仲裁差止命令を取得したというものであった。ドイツ企業は、このロシアの差止命令から仲裁手続を守るため、デュッセルドルフの裁判所にAASIを申し立てた。

デュッセルドルフ高等裁判所は、AASIの申立てを棄却するにあたり、二つの重要な理由を挙げた。

第一に、「裁判を受ける権利」の射程である。裁判所は、ドイツ基本法（憲法）で保障される「裁判を受ける権利」の保護は、AASIを正当化する根拠の一つであるが、この権利が保障するのは、あくまで国家の公的な司法機関である「裁判所」へのアクセスであると指摘した。当事者間の合意に基づく私的な紛争解決手続である「仲裁」へのアクセスは、この憲法上の権利の直接の保護対象ではないと判断した。したがって、仲裁手続が外国の命令によって妨害されたとしても、それは直ちにドイツの憲法上保護されるべき「裁判を受ける権利」の侵害とはならない、と結論づけた。

第二に、国家主権と属地主義の原則である。裁判所は、ドイツの裁判所が、ドイツ国外（ストックホルム）で行われる仲裁手続や、ドイツ国外に存在する可能性のある資産の保全について、全世界的な効力を有する差止命令を下すことは、国家主権と属地主義の原則に反すると判断した。外国の仲裁手続や資産の保護は、その地を管轄する国の裁判所が判断すべき問題であり、ドイツの裁判所が越権的に介入すべきではない、という立場を明確にした。

上記のデュッセルドルフ高等裁判所の判断は、SEP訴訟におけるAASIの判断とは、かなり対照的である。SEP訴訟でAASIが認められたのは、それが①ドイツ国内で有効な「特許権」という絶対権の保護、及び②その権利を裁定する「ドイツの裁判所」の管轄権の保護、という国の主権と密接に結びついた二つの利益を守るために措置であったからである。これに対し、国際仲裁の事案では、保護対象は契約上の権利であり、紛争解決の場は私的な仲裁庭であった。デュッセルドルフ高等裁判所の判断は、AASIがドイツ企業の商業的利益を国際的に保護するための万能薬ではなく、その適用範囲が、ドイツの司法主権とそれに準ずる国内の絶対権の防衛という、より限定された目的に厳格に絞られていることを示唆している。これは、ミュンヘン裁判所の積極的な判例によって拡大してきたAASIの法理に、重要な限定を加えるものといえる。

VI AASIがSEPライセンス交渉に与える影響

¹³ <https://www.oxfordenergy.org/wpcms/wp-content/uploads/2024/06/The-Uniper-Gazprom-Arbitration-Ruling.pdf>

AASI の登場は、単に訴訟手続上の攻防に新たな一手をもたらしただけでなく、SEP ライセンス交渉というビジネス活動の面にまで、重大な影響を及ぼしている。

EU における SEP 訴訟において、実施者が特許権者からの差止請求を免れるための最も重要な抗弁が、自らが「誠実なライセンシー（willing licensee）」であると主張・立証することである。この概念は、欧州司法裁判所（CJEU）の「Huawei v. ZTE 事件」¹⁴によって確立された行動規範であり、実施者が FRAND 条件でのライセンス取得に誠実かつ真摯に取り組んでいることを示す一連の行動を要求する。

この点について、ドイツの裁判所、とくにミュンヘンの裁判所は、「InterDigital v. Xiaomi 事件」等において、実施者が外国で ASI を申し立てる、またはそのように脅す行為自体が、その実施者が「誠実なライセンシー」としての資格を欠くことを示す有力な兆候となり得る、との見解を示している。即ち、真に FRAND 条件でのライセンス締結を望む「誠実な」実施者であれば、誠実な交渉を通じて問題を解決しようとするはずである。それにもかかわらず、交渉の途上で、あるいは並行して、相手方の正当な権利行使であるドイツでの特許侵害訴訟を外国の ASI という強硬手段で封じ込めようとする行為は、交渉を遅延させ、不当に有利な立場を築こうとするものであり、「誠実さ」とは相容れない、という。この法的構成は、手続上の戦術と実体上の地位とを直接結びつけるものであり、極めて強力な効果を持つ。

この法理が実施者に突きつけるのは、深刻な戦略的ジレンマである。即ち、実施者は、英國、米国や中国で利用可能な ASI という強力な手続的防御手段に頼るか、それともドイツ国内で差止請求を免れるための唯一有効な実体的抗弁である FRAND の抗弁を維持するか、という二者択一を迫られることになる。両方を同時に手に入れることはできない。

この結果、SEP 紛争における交渉のパワーバランスは、特許権者側に大きく傾く可能性がある。実施者は、ドイツでの差止請求という事業上の致命的なリスクを回避するためには、外国での ASI 申立てという選択肢を事実上封じられることになる。これは、ドイツの裁判所が、AASI という対抗措置に加えて、「誠実なライセンシー」の解釈論という実体法上の武器をも用いて、自国の法廷地としての魅力を高め、特許権者の権利保護を徹底しようとする姿勢の表れと言える。

VII 欧州統一特許裁判所（UPC）における AASI へのドイツの裁判所の影響

1 UPC における AASI

ドイツの裁判所の ASI 及び AASI に対する考え方は、欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court, UPC）にも大きな影響を及ぼしているといえる。

UPC は、これまでに ASI を発令したことはないが、AASI を複数の事件で発令している。

¹⁴ <https://www.pinsentmasons.com/out-law/news/eu-regulator-rules-on-huawei-v-zte-and-the-abuse-of-a-dominant-position-in-sep-rights>

UPC が AASI を発令した事件としては、以下のものがある。

① 「Avago v. Realtek 事件」（2024 年 12 月 9 日）¹⁵

UPC で初めて AASI が発令されたのはこの事件である。UPC ミュンヘン地方部は、Realtek が米国の裁判所で ASI を申し立てることを禁じるため、AASI を発令した。

② 「Huawei v. Netgear 事件」（2024 年 12 月 11 日）¹⁶

UPC ミュンヘン地方部は、Huawei と Netgear の間の Wi-Fi 6 に関する SEP 紛争において AASI を発令した。これは、Netgear が米国の裁判所で、Huawei が UPC で特許権を行使することを禁じる ASI を申し立てたことに対抗するものであった。

③ 「Nokia v. Sunmi 事件」（2025 年 2 月 19 日）¹⁷

UPC ミュンヘン地方部は、Nokia に対し、Sunmi が中国で ASI を申請することを防ぐための暫定措置を認めた。この事件は、ASI が実際に申し立てられる前の段階で発令された予防的な AASI であるという点に特徴がある。

④ 「InterDigital v. Walt Disney Company」（2025 年 5 月 27 日）¹⁸

UPC マンハイム地方部は、InterDigital の申請を認め、Disney が他の法域で InterDigital による UPC での特許権行使を妨げる可能性のある ASI を申し立てることを禁じる AASI を発令した。

2 UPC による AASI へのドイツの裁判所の影響

UPC の判断にはドイツの裁判所からの極めて強い影響が見られる。UPC、とくにそのミュンヘン地方部は、ドイツの国内裁判所、とりわけミュンヘン裁判所が SEP 訴訟で確立した AASI の法理と実務を、明確に引き継ぎ、さらに発展させているといえる。

その影響は、主に以下の 3 つの点に顕著に表れている。

(1) 判例法理の直接的な継承

UPC の決定は、ドイツの裁判所、とくにミュンヘン地方裁判所及び高等裁判所が築き上げた判例を踏襲している。UPC は、イツの判例を引用し、自らの判断の正当性を補強している。

(2) 法的根拠と論理の類似性

UPC が AASI を正当化するために用いる法的根拠は、ドイツの裁判所が用いた論理構成

¹⁵ <https://ipfray.com/avago-broadcom-actually-won-the-upcs-first-ever-anti-antisuit-injunction-paved-the-way-for-the-huawei-v-netgear-aasi-that-came-down-two-days-later/>

¹⁶ <https://www.juve-patent.com/cases/the-court-that-never-sleeps/>

¹⁷ <https://www.marks-clerk.com/insights/latest-insights/102k8g9-upc-grants-protection-against-suspected-anti-suit-injunction/>

¹⁸ <https://ipfray.com/first-ever-upc-mannheim-anti-antisuit-injunction-u-s-court-denies-ip-against-brazilian-sep-enforcement-interdigital-v-disney/>

と類似している。

ドイツの裁判所は、外国の ASI がドイツ国内の特許権という「絶対権」を侵害する不法行為であり、憲法で保障された「裁判を受ける権利」を侵害する、と構成した。

UPC も同様に、外国の ASI は、特許権者の財産権を制限する違法な干渉であると判断している。具体的には、ASI が EU 基本権憲章で保障されている財産権及び効果的な法的保護への権利（司法へのアクセス）を侵害するとしている。

このように、UPC は、ドイツの国内法（基本法、民法典）上の概念を、UPC 協定及び EU 基本権憲章という欧州レベルの法体系に置き換えて、実質的に同じ論理を展開している。

(3) 地理的・人的な連続性

UPC における主要な AASI 決定の多くが、UPC ミュンヘン地方部から出されていることは偶然ではない。ミュンヘンは、ドイツ国内においても AASI を最も積極的に活用してきた裁判所であり、その経験と知見が UPC のミュンヘン地方部に引き継がれていると考えられる。実際に、「Avago v. Realtek 事件」では、原告の Avago はまずミュンヘン第 1 地方裁判所で AASI を取得し、その決定を指摘しながら UPC ミュンヘン地方部に AASI を申し立て、認められた。これは、ドイツの国内裁判所の手続が、UPC での手続の前提あるいは土台として機能していることを示す象徴的な事例である。

以上のとおり、UPC における AASI の運用は、ドイツの裁判所、とくにミュンヘン裁判所の強い影響を受けていることができる。今後、UPC が、その広範な管轄権域内で発生するであろう同様の紛争に対し、AASI についてのドイツの裁判所の法理をどのように受容し、発展させていくのかが注目される。

Ⅷ 日本企業への実務的示唆

以上に述べてきたドイツにおける ASI 及び AASI をめぐる状況は、グローバルに事業を展開する日本企業にとって、重要かつ実務的な示唆を含んでいる。

1 グローバル知財紛争におけるリスク分析

通信、自動車、家電等、標準化技術が多用される分野の日本企業は、グローバルな SEP 紛争の当事者となるリスクを常に負っている。例えば、ドイツで特許権者として特許侵害訴訟を提起したところ、被告から英国、米国や中国の裁判所に ASI を申し立てられる可能性がある。このような事態を想定し、平時から各国の法制度（とくに、ASI 及び AASI）に関する情報を収集し、リスクや対応方法を分析しておくことが重要である。

2 ドイツにおける AASI 申立ての戦略的活用

日本企業がドイツで特許権行使する立場となった場合には、AASI は極めて有効な戦略

的ツールとなり得る。被告となる実施者が、英国、米国や中国等で FRAND 料率算定訴訟を提起したり、ASI を申し立てることを示唆したりする動きを見せた際には、迅速にミュンヘン等の裁判所に AASI を申し立てることが、ドイツでの本案訴訟を安定的に維持するための決定的な対抗策となる。その際には、ミュンヘン裁判所の広範な「第一次侵害の危険」の認定基準と、デュッセルドルフ裁判所のより慎重な「客観的必要性」の基準との違いを十分に理解し、事案の状況に応じて最適な提訴地を選択する戦略的判断が求められる。

3 紛争解決条項の設計

国際的なライセンス契約、共同開発契約、部品供給契約等を締結する際には、紛争解決条項（裁判管轄合意、仲裁合意）の設計に細心の注意を払う必要がある。とくに、専属的裁判管轄合意を定める場合、その国が ASI や AASI に対してどのような立場を取っているかを考慮に入れるべきである。例えば、ドイツの裁判所を専属管轄と定めた場合、AASI による保護が期待できる一方で、とくに外国での仲裁による紛争解決条項を定めた場合、ドイツの裁判所は AASI を発令しない可能性がある。これらの事情を理解した上で、自社のビジネス戦略に最も合致した紛争解決条項を契約書に規定することが重要となる。

IX おわりに

ドイツにおける ASI 及び AASI の状況は、日本における ASI 及び AASI の今後の状況を予想する上で大いに参考になるであろう。日本の裁判所はこれまで、ASI も AASI も発令したことではないと思われるが、ASI はともかく、ドイツの裁判所にならい、AASI を発令する可能性は十分あると思われる。

日本企業や日本の法律実務家としては、今後も、ASI 及び AASI に関わるグローバルな紛争事案に備えるため、ドイツや欧州等の外国における ASI 及び AASI の議論状況を注視していく必要性が高いといえよう。

※ 初出：『特許ニュース No.16482』（一般社団法人発明推進協会、2025 年 10 月 9 日、原題は「世界の訴訟差止命令（ASI）第 3 回 ドイツ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。